

P 01 信用保証協会ニュース

- 令和6年度業務運営にあたって
- 新CMを制作しました
- 令和6年度兵庫県中小企業融資制度のご案内
- 事業者選択型経営者保証非提供制度・ 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度のご案内
- プロパー融資借換特別保証制度のご案内
- 国際フロンティア産業メッセ2024出展企業募集のご案内
- 「兵庫県地域支援金融会議 担当者会議」を開催しました

P 06 キテ・ミテ・タベテ ひょうごイイトコ百選

P **17** ひらくトビラ つづくミライ

株式会社タカアキ

P 09 保証状況



LINE、X、Instagramによる情報発信をしています!!

右のQRコードをお読みいただき、お友達登録やフォローをお願いします。













令和6年度業務運営にあたって

平素から当協会の業務につきまして、格別のご支援、ご協力を賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。 兵庫県の景気は人の流れが活発化したことや個人消費の回復により緩やかに改善していますが、物価高騰や慢性的な人手不足など事業者の皆さまを取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このような中、ポストコロナ時代を生き抜くための前向きな取組に挑戦する事業者の皆さまに対して、当協会は、金融機関や関係機関との緊密な連携のもと、的確な資金調達支援を行うとともに、保証協会が主体となったプッシュ型の経営支援を行い、様々な経営課題を抱える事業者に効果的な経営支援を実施します。

また、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組や事業者の皆さまとともに持続可能な社会の実現に貢献するためSDGs達成に向けた取組にも注力していきます。

今年度も、「事業の維持・創造・発展に努力する中小企業の良きパートナーとして信頼される保証協会を目指し、地域経済・社会の発展に貢献する」という基本理念のもと、役職員一同、業務遂行に精励してまいりますので、変わらぬご愛顧をよろしくお願いいたします。

兵庫県信用保証協会

┃ 1 新CMを制作しました

近年の物価高や深刻化する人材不足など 様々な経営課題を抱えている事業者の皆さま に対して、積極的な経営支援を実施する当協会 についてご周知していただきたく、新たにCM を制作しました。

本CMは、当協会が番組スポンサーになっているサンテレビの情報番組「あんてなサン」で放送されているほか、当協会のホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。



CMイメージ図



あんてなサン (サンテレビ) 毎週日曜日/22時~22時30分放送





CM動画

釆知士― / ページ

1 令和6年度兵庫県中小企業融資制度のご案内

令和6年度に取り扱っている主な兵庫県中小企業融資制度の概要については、以下の通りです。融資制度の詳細については、 各事務所・支所にお問い合わせください。

資 金 名		融資条件					
		限度額	利率(年)	融資(据置) 期間	対象となる方(主な要件のみ記載)		
新分	事業応援貸付	1億円	1.30%	10年(2年)	●既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野進出、海外事展開等への各種取組みにより、融資後概ね2年以内に売上増加見込まれる方		
新分野進出資金	SDGs 支援貸付	2億	0.90%	15年(2年)	●県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」において認証を受けた方		
金	事業承継支援貸付	8,000万円	1.10%	10年(2年)	●事業承継を予定している方、又は事業承継をした方		
資投設 金資備	設備投資促進貸付	3億円	1.10 /0	10+(2+)	●設備の新設・更新を行う方		
開業資金	新規開業貸付		1.00%	10年(1年)	●新規に個人で、又は新たに会社を設立して事業を開始する方●事業開始後5年未満の方		
	経営者保 証免除貸付	3,500万円			●新規開業貸付の要件を満たす法人 なお、税務申告1期末終了の場合は、創業資金総額1/10以上の自 己資金を有する方		
	再挑戦貸付	2,000万円			●個人事業主または法人の経営者で、いったん事業を廃止し、事業廃止から5年以内に再起業を図る方 ●再起業してから5年未満の方		
高騰等対策資金	伴走型経営支援 特別貸付	1億円	0.90%	10年(5年)	●セーフティネット保証4号・5号いずれかの認定を取得または売高・売上高総利益率等のいずれかが5%程度以上減少した方で経営行動に係る計画を策定した方(保証料の一部補助)		
東 ナ・資金 価	企業再生貸付 (コロナ対応)	2億 8,000万円		15年(5年)	●経営改善サポート保証(感染症対応型)を受け、再生計画に従って 事業再生を行う方(保証料の一部補助)		
長期資金		企業5,000 万円 組合1億円	4 700/	10年(2年)	●長期の一般的な運転資金を必要としている方		
短期資金		3,000万円	1.70%	1年または 6か月	●短期の一般的な運転資金を必要としている方		
小規	小規模無担保貸付	2,500万円	1.60%		常時雇用する従業員が 20人以下の方 - この資金の申込額を含め、保証協会の 保証残高が4,500万円以下の方		
小 規 模 資 金	特別小規模貸付	2,000万円	1.40%	7年(6か月)	「商業・サービス業(宿 泊業・娯楽業・旅行 業を除く)は5人以下」 ■この資金の申込額を含め、保証協会の 保証残高が2,000万円以下の方		
経営活性	生化資金	5,000万円 運転資金のみは 3,000万円	金融機関 所定	7年(1年) 運転資金のみは 5年(6か月)	●取扱金融機関と1年以上の与信取引があり、短期間の審査により 資金調達を図ろうとする方		
神戸市独自資金	こうべ小規模	400万円	1.60%	7年 (1年) 設備のみは 1年(6か月)	●小規模事業者の方 常時雇用する従業員が 		
	こうべ無担保		1.40%		20人以下の方 商業・サービス業(宿		
	こうべおうえん				泊業・娯楽業・旅行 業を除く)は5人以下 保証残高が2,000万円以下の方		
	こうべ創業 支援貸付				●事業を開始して5年未満の方		
	こうべ季節貸付	企業4,000 万円 組合6,000 万円	別途定める 「前回実施時 1.15%	6か月	●夏季・冬季・年度末の一時的な運転資金を必要とする方		

事業者が**選択**!!

事業者選択型経営者保証非提供制度・事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度のご案内

● 事業者選択型経営者保証非提供制度の概要

対象となる方

次の(1)~(5)をすべて満たす法人(※1)

- (1) 保証申込日(以下、「申込日」という)以前2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
- (3) 次のいずれかを満たすこと
 - ① 申込日の直前決算において債務超過でない(※2)
 - ② 申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない(※3)
- (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
 - ② 申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えないこと
- (5) 保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること
- ※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。 設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合 (3)は問いません。
- ※2 貸借対照表において「純資産の額≧0」となること。
- ※3 損益計算書において「経常利益+減価償却≥0」となること。

保 証 料 率

対象となる方で(3)①及び②のいずれも満たす場合

所定の保証料率に0.25%上乗せ

対象となる方で(3)①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 所定の保証料率に0.45%上乗せ

対象となる保証

原則として次の信用保険が付保された保証が本制度の対象となります

- 無担保保険 公害防止保険 エネルギー対策保険 海外投資関係保険 新事業開拓保険 事業再生保険
- (注①) 本制度は、個別の保証制度ではありません。
- (注②) 法令の定めるところにより経営者保証を徴求しない保証は本制度の対象外。

添 付 書 類

所定の申込書類のほか、「『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書」が必要となります

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の概要

取扱期間/

令和6年3月15日~令和9年3月31日(保証申込受付分)

対 象 と な る 方 事業者選択型経営者保証非提供制度と同じです					
保証限度額	8,000万円 ※ セーフティネット保証4.5号の場合は別枠で8,000万円				
対 象 資 金	運転資金、設備資金 返 済 方 法 一括返済または分割返済				
保 証 期 間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間1年以内)				
担保	不要(無担保) 連 帯 保 証 人 不要(無保証人)				
保 証 料 率	事業者選択型経営者保証非提供制度と同じです				
対象となる保証 ① 一般関係に係る保証 ② セーフティネット保証4号および5号に係る保証					
添 付 書 類	事業者選択型経営者保証非提供制度と同じです				

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の特長

上乗せとなる保証料に対して国から 保証申込日に応じて、右記の補助があります。

- 令和6年3月15日 ~ 令和7年3月31日 まで 0.15 %
- 令和8年4月 1日 ~ 令和9年3月31日まで 0.05 %

プロパー融資借換特別保証制度のご案内

経営者保証を解除!!

プロパー融資借換特別保証制度の概要

取扱期間/

令和6年3月15日~令和9年3月31日(保証申込受付分)

対象となる方

経営者保証を提供した保証協会の保証を付さない借入(以下、「プロパー借入 |という)があり、 かつ以下のすべての要件を満たす法人

- 資産超過である EBITDA有利子負債倍率が15倍以内 法人・個人が分離されている
- 返済緩和している借入がない

保証限度額

2億8,000万円(組合等は4億8,000万円)

(注) 申込金融機関における保証限度額は、プロパー借入のうち、経営者保証を提供していない借入残高の範囲内とします。

対 象 資 金

借換資金

(申込金融機関におけるプロパー借入のうち、経営者保証を提供している事業資金の借換に限ります)

返済方法

一括返済または分割返済

保証期間

一括返済の場合 1年以内

分割の場合 10年以内(据置期間は1年以内)

連帯保証人

不要(無保証人)

担保

必要に応じて提供していただきます

保証料率 0.45%~1.90%

添付書類

所定の申込書類のほか、「財務要件等確認書 |、「借換債務等確認書 |が必要となります

金融機関の

務

申込金融機関において、次のいずれかの要件を満たす必要があります

●経営者保証を提供せず、かつ保全のないプロパー融資を実行すること

● 本制度による返済部分を除くプロパー融資の全部または一部について経営者保証を 解除し、かつ解除したプロパー融資について保全がないこと



信用保証協会 CREDIT GUARANTEE CORPORATION

国際フロンティア産業メッセ2024 出展企業募集のご案内

「国際フロンティア産業メッセ | が、2024年9月5日(木)、6日(金)に神戸国際 展示場で開催されます。

当協会も出展のうえ、お客様の「国際フロンティア産業メッセ2024」への出展 をサポート(出展費用を当協会が補助します)します。この機会に、ぜひ、本メッセ への出展をご検討ください。



応募資格 兵庫県内の中小企業・小規模事業者の方

「 原則として当協会をご利用いただいている方 〕

募集定員

15企業

ご応募いただいた方の中から、 当協会が審査させていただいたうえ決定いたします。

費用補助

出展小間料について下記の通り当協会が補助します。

小間形態	1小間あたりの料金	協会補助額	お客様負担額
Aタイプ(9㎡)	165,000円(稅込)	88,000円	77,000円
Bタイプ(6㎡)	110,000円(税込)	88,000円	22,000円
Cタイプ(3㎡)	55,000円(税込)	55,000円	0円







昨年度のサポート企業の出展の様子

※ 装飾等に係る諸経費及び出展をキャンセルされた場合のキャンセル料については、全額のお客様のご負担となります。

申込方法等

出展申込書をご記入のうえ、2024年4月10日(水)までにFAXまたはEメールにより、以下の宛先にご送付ください。

申込先

兵庫県信用保証協会 経営支援部(担当:島·細見) 〒651-0195 神戸市中央区浪花町62-1 TEL:078-393-3920 FAX:078-393-3980 Email:keieisien@hosyokyokai-hyogo.or.jp



出展申込の ダウンロードは

「兵庫県地域支援金融会議 担当者会議 | を開催しました

3月5日、兵庫県の中小企業支援ネットワークである「兵庫県地域 支援金融会議 担当者会議」を開催しました。同会議では、当協会が 事務局を務め、金融機関、支援機関(計24機関)が参加し、「2023 ひょうご信用創生アワード」優秀事例発表者による事例紹介、事例 選びのポイント、応募に向けた工夫、意見交換等を行いました。 また、近畿経済産業局から令和5年度補正予算及び民間金融機関 による早期経営改善計画策定支援についての紹介を受けました。

今後も、同会議等を通じて関係各機関との連携を強化し、中小企 業・小規模事業者の皆さまに対する金融と経営の一体的支援を積 極的に行ってまいります。



サテ・ミテ・ダベテ ひょうご イイトロ百選

有馬富士公園

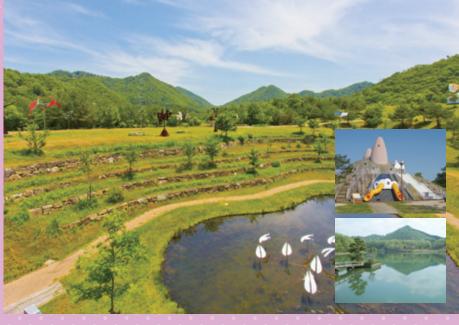
有馬富士公園は三田のシンボルである有馬富士や千丈寺湖に隣接し、福島大池を中心とした自然豊かな公園です。本公園は、兵庫県・人と自然の博物館・三田市と連携し、「みんなでつくるふるさと公園」をテーマに、地域の住民グループの皆さんと協働した公園づくりを行っています。出合いのゾーンには、「林・水辺・草地生態園」など自然体験・観察施設や伝統的な日本の暮らしを伝承する「かやぶき民家」があります。また、地域の自然や生き物の生態を学ぶ「自然学習センター」、発表会やコンサートをする多目的ホールを備えた「パークセンター」、三田の民話に基づいた創作遊具施設「あそびの王国」などがあります。休養ゾーンには、園内で一番広い「大芝生広場」や「新宮晋風のミュージアム」があります。

三田市総合案内所

- 三田市駅前町1-31 三田駅 2Fペデストリアンデッキ上キッピースクエア前 (木曜定休)
- **☎** 079-563-0039 **■** https://sanda-kankou.jp/







Reout C.



兵庫県立人と自然の博物館

「人と自然の共生」がテーマの自然 史系博物館。国内公立博物館と しては最大級を誇っています。 展示機能を備えた新収蔵庫棟 「コレクショナリウム」は、見どころ。



清涼山心月院

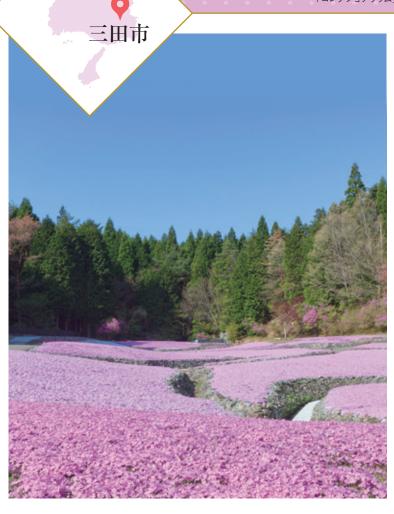
三田藩主九鬼家代々の宗廟で、 歴代藩主らの墓所があります。 見どころは、本堂前にツツジを 配した庭園で、4月下旬に見頃を 迎えます。



三田いちご

甘みと酸味がマッチして美味しい と評判の三田産のいちご。市内に は観光いちご園が6か所あり、 週末は大勢の人で賑わいます。

※ 4月は予約が取りづらいこともあります。





花のじゅうたん®

一面に広がった愛らしいピンク色の芝桜が訪れる人を迎えてくれる「花のじゅうたん」®。見頃は4月中旬から5月上旬で、里山に一億輪もの芝桜が咲き誇り、まさに「花のじゅうたん」®という表現がピッタリです。芝桜の大群落は全国的に見ても珍しく、毎年、開花が始まると遠方から大勢の観光客が訪れます。開花情報を電話で問い合わせることもできるため、安心して来園することができます。

花のじゅうたん

- ♥ 〒669-1502 三田市永沢寺170番地
- ☎ 079-566-0446(代)
- http://www.hananojuutan.jp/







超えて行く企業の挑戦

「豊岡ランドセル」を

全国に普及させ

鞄のまち豊岡を盛り上げる。



豊岡市の地場産業の一つとして知られているのが鞄製造だ。日本を代表する袋物ブランドの多くが、豊岡で生産されているといっても過言ではない。生産されているほとんどがビジネスバッグ、ファッションバッグなのだが、このたび「ランドセル」が仲間入りをした。手がけるのは2010年に創業し、袋物ブランドのOEMで業績を上げている株式会社タカアキだ。

同社がランドセルを手がけることになったのは、ランドセル職人に出会ったことに端を発する。代表の宿南 孝弘氏は、「あるとき、ランドセル職人が、ふらりとやって来て、ランドセル製造を提案してくれました。その人は、大手ランドセルメーカーの職人として商品開発や製造に携わっていた方で、ランドセル製造のプロデュースをすると言いました」と語る。

宿南氏は、高校卒業後、ファスナーメーカーや アパレル業界の営業や鞄メーカーで職人として経 験を積んだ。前職の鞄メーカーが日本を代表する 有名袋物ブランドのOEMに取り組んでいたため、 宿南氏は鞄製造の技術を修得。社内の諸事情が

株式会社タカアキ

代表取締役 宿南 孝弘 氏

〒668-0052

豊岡市九日市下町100-

3 0796-22-7723



重なり、前職を辞した宿南氏は、単身で独立を決意した。それが2010年のことだった。宿南氏の高い技術力と納期厳守の姿勢が認められて社員を雇用するようになり、コロナ前には社員数は120名になっていた。ところがコロナ禍で事情が急変。仕事が激減し、社員は60名になったという。

「ランドセル職人が弊社にやって来たのはその頃でした。 ランドセル製造について考えてみると、豊岡は鞄のまちといい ながら、ランドセルメーカーが少ない。これは取り組む意味が あると思いました」。

ランドセルは、小学校入学時から卒業までの6年間、ほぼ毎日使用する必需品だ。軽量で背負いやすいなどの機能性が求められるため、既存のランドセルメーカーは、独自の技術で差別化を図っている。では、後発となるタカアキがつくるべきランドセルとは?このテーマを解決しなければ、同社の勝ち目はない。宿南氏が出した答えはこれだった。「鞄屋にしかつくれないランドセルをつくる」。

事業内容と今後の展望について

「鞄屋だからつくれるランドセルについて説明する前に、知っておいてほしいことがあります。それはランドセルと鞄では製造技術がまったく違うということです。技術だけでなく、使用する機械も違います。鞄屋にしかつくれないランドセルとは、リュックサックのような仕様で軽く、鞄のようにファスナー付きの大小のポケットがたくさんあるランドセルを想像していただくと良いかもしれません。ランドセルは素材が堅く、ファスナーを付けるのが難しいため、ポケットは最小限の数になっているものが多いのです」。

子どもは、ポケットを見ると宝物を隠したくなる。ランドセルに「秘密のポケット」がたくさんついていれば嬉しいのではないか。そう考えた宿南氏は、リュックサックのような仕様で軽く、秘密のポケットがたくさんついたランドセルを考案し、「リュッセル®」と名付けた。ブランド名は、北近畿地方の方言で、利口者を意味する「Rikomon®」だ。現在、「Rikomon®」は、925gの

信用保証協会を利用して運転資金を確保しました

コロナ禍を乗り切り、「豊岡ランドセル」を全国に広げるために2023年、「伴走支援型特別保証制度」を利用しました。弊社はランドセル製造を機に、鞄、ランドセル、財布を製造できる珍しい会社になりました。今後は、もっと忙しくなると確信しています。そして雇用を通じて、地域社会に貢献したいと思っています。



最軽量タイプの「リュッセル® FLY」をはじめ、サイドに水筒ホルダーが付いた「リュッセル® NINE」、マチ幅の変更ができて、ランドセル本体に取り外し可能なペンケースが付いた「リュッセル® MORE」、軽くて丈夫な人工皮革を使用し、内側にチェック柄を施した「あるまプレミアムモデル」、パーツのデザインや色をアレンジできる「らしく beccyu」などのシリーズで展開。革の裁断から300以上のパーツの縫い合わせまで、すべて同社の鞄職人による手作業で行い、販売はインターネットと工場敷地内にあるショールームだ。

「ブランド名『Rikomon®』には素直で思いやりがあって周りの人を喜ばせることができる子、好きなことに本気で取り組む子、夢に向かってチャレンジし続ける子こそ利口者。すべての子どもにそうあってほしいという思いを込めました」。

この思いが伝わり、業績は右肩上がりで推移、社員数は 85名になった。新たな活路を見いだした同社の職人たちは、 日々、せっせとランドセルを縫う。もちろん工場は活気に満ち ている。工場の片隅で、愛おしそうにランドセルを手に取った 宿南氏に今後の目標を聞いた。

「近い将来、豊岡市の全新1年生に無償でランドセルを提供したいと思っています。その先駆けとして、昨年、児童養護施設の子どもと福祉制度を利用している家庭の子どもにランドセルをプレゼントしました。子どもらが嬉しそうに箱を開けて、ランドセルを背負っていた姿が忘れられません」。

豊岡ランドセル発案者である宿南氏は、今や豊岡を代表する利口者といっても過言ではない。



保証状況

(単位:件、百万円、%)

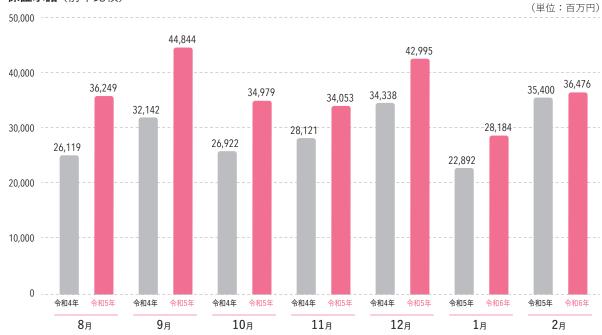
	当 月 中			当 期 中				
	件数	前年比	金額	前年比	件数	前年比	金額	前年比
保 証 申 込	1,997	98.6	39,621	96.1	23,320	116.8	438,311	125.4
保証承諾	1,882	105.3	36,476	103.0	22,203	121.6	409,799	132.7
保証債務残高					125,419	96.1	1,729,591	95.3
代位弁済(元利)	180	185.6	1,955	190.5	1,861	153.4	21,084	145.7
実際回収(元損)	_	<u> </u>	405	140.4	_	_	6,081	137.1

保証承諾

2月の保証承諾は1,882件(前年同月比5.3%増)、36,476百万円(同3.0%増)となり、前年同月と 比べ、件数で95件、金額で1,076百万円上回った。

また、保証申込は1,997件(同1.4%減)、39,621百万円(同3.9%減)となり、前年同月と比べ、 件数、金額ともに下回った。

保証承諾 (前年比較)



資 金 使 途 別

2月の保証承諾のうち、運転資金は34,664百万円(前年同月比2.1%増)、設備資金は622百万円 (同7.4%増)となり、前年同月と比べ運転資金、設備資金ともに上回った。

業 種 別

2月の業種別保証承諾の状況は、サービス業5,473百万円(前年同月比23.4%増)、小売業4,455百万円(同22.0%増)、卸売業6,405百万円(同7.5%増)等で前年同月を上回り、製造業5,259百万円(同0.6%減)、飲食店999百万円(同7.2%減)、建設業10,062百万円(同8.8%減)、不動産業1,708百万円(同11.5%減)、運送・倉庫業1,481百万円(同16.9%減)で前年同月を下回った。

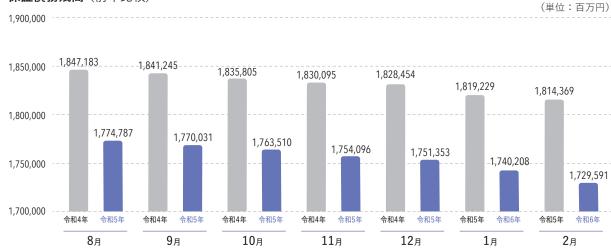
金融機関群別

2月の金融機関群別保証承諾の状況は、信用組合2,991百万円(前年同月比7.8%増)、信用金庫24,851百万円(同7.4%増)で前年同月を上回り、地方銀行3,368百万円(同6.3%減)、第二地方銀行4,700百万円(同6.4%減)、都市銀行541百万円(同37.3%減)で前年同月を下回った。

2 保証債務残高

2月末の保証債務残高は、125,419件(前年同月比3.9%減)、1,729,591百万円(同4.7%減)となり、前年同月と比べ、件数、金額ともに下回った。



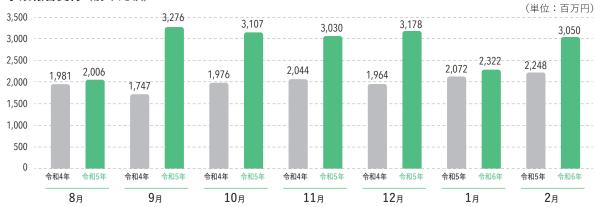


③ 事故報告

2月の事故報告受付は、302件(前年同月比49.5%増)、3,050百万円(同35.7%増)となり、前年同月と 比べ、件数は100件増加し、金額は802百万円の増加となった。

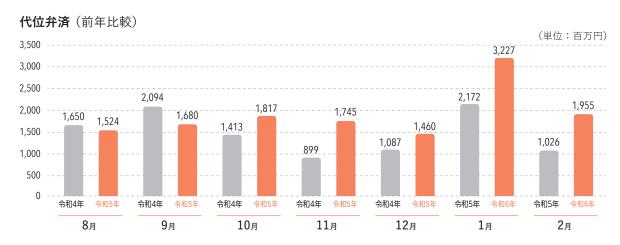
事故報告残高については、2月末で1,095件(同36.2%増)、11,847百万円(同33.4%増)となり、前年 同月と比べ、件数、金額ともに上回った。

事故報告受付(前年比較)



4 代位弁済(元利)

2月の代位弁済は、180件(前年同月比85.6%増)、1,955百万円(同90.5%増)となり、前年同月と 比べ、件数は83件の増加、金額は929百万円の増加となった。



信用保証をご利用できる方

以下①~④のいずれにも該当している事業者の方が信用保証をご利用できます。

- ①資本金または従業員数のいずれかが、右表の企業基準に該当していること。 特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は、従業員数(製造業等:300人以下、卸売業・サービス業:100人以下、小売業・飲食業:50人以下)が該当していること。
- ②個人の場合は、兵庫県内に住居、事務所または営業所を有し、事業を営んでいること。 法人の場合は、兵庫県内に本店または事業所を有し、事業を営んでいること。
- ③許認可等を必要とする事業の場合は、当該事業に係る許認可等を申込人名義で 受けていること。
- ④事業上必要とする運転資金または設備資金であること。

業種・営業形態などにより、ご利用いただけない場合もございます。 詳しくは、当協会窓口までお問い合わせください。

兵庫県信用保証協会のネットワーク

本 所・神戸事務所

〒651-0195 神戸市中央区浪花町62-1

本 所:TEL 078-393-3900(代表)

神戸事務所: TEL 078-393-3909 [担当地域]神戸市



阪神事務所

〒660-0881 尼崎市昭和通3-96 尼崎商工会議所会館3F TEL 06-6411-4133(代表)

[担当地域]尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、 宝塚市、川西市、三田市、川辺郡



姫路事務所

〒670-0965 姫路市東延末3-27-2 TEL 079-289-3611

[担当地域] 姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、 たつの市、神崎郡、揖保郡、 赤穂郡、佐用郡



但馬支所

〒668-0024 豊岡市寿町8-7 TEL 0796-22-5171

[担当地域] 豊岡市、養父市、朝来市、美方郡



西脇支所

〒677-0015 西脇市西脇885-27

TEL 0795-22-6775

[担当地域] 西脇市、三木市、小野市、加西市、 丹波篠山市、丹波市、加東市、多可郡

淡路支所

〒656-0025 洲本市本町3-1-8 TEL 0799-22-4493

[担当地域] 洲本市、南あわじ市、淡路市



加古川支所

〒675-0064 加古川市加古川町溝之口788 TEL 079-424-1105

[担当地域]明石市、加古川市、高砂市、加古郡



暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません。 第三者が介在・介入する申込はお断りします。

業種	資本金	従業員数
製造業等 ※1	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 ※2	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業·飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等		300人以下

- ※1 建設業、運送業、不動産業、旅行業を含みます。
- ※2 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。

国家戦略特区において商工業とともに農業を営む方も信用保証をご利用いただけます。

お客様総合相談室

本 所 寺 口 室 長 TEL 078-393-3905

本所・事務所・支所のお客様総合相談窓口

本 所経営支援部	岩永副部長	TEL 078-393-3920
神戸事務所	大禮副所長(保証相談一課、二課、三課)	TEL 078-393-3909
仲 尸 争 伤 川	佐藤副所長 (調整相談一課、二課)	TEL 078-393-3915
阪神事務所	戸田副所長	TEL 06-6411-4133
姫路事務所	福井副所長	TEL 079-289-3611
但馬支所	岩崎次長	TEL 0796-22-5171
淡路支所	岩川次長	TEL 0799-22-4493
西脇支所	按田次長	TEL 0795-22-6775
加古川支所	松田副所長	TEL 079-424-1105

代位弁済後のご返済等に関する お客様総合相談窓口

管 理 部 米谷副部長 TEL 078-393-3914

(上記担当者が不在の場合は、代理の者が対応させていただきます)

● 事業承継をお考えの皆さまへ

事業承継相談窓口

2 078-393-3962

(経営支援部 支援推進課内)

● 女性企業家の皆さまへ

女性企業家相談窓口

23 078-393-3910

(経営支援部 支援推進課内)

● これから事業を開始する皆さまへ

創業準備相談窓口

2 078-393-3912

(経営支援部 支援推進課内)

● 事業経営全般に関する相談について

経営サポート相談窓口

3 078-393-3969

(経営支援部 支援推進課内)

保証時報の送付について

ご希望の方に保証時報を毎月送付いたします(送料は当協会が負担)。ご希望の方は総務企画部企画調整課(☎078-393-3922)までお申し出ください。

当協会はサンテレビの情報番組「あんてなサン」の番組スポンサーをしています



あんてなサン (サンテレビ) 毎週日曜日/22時~22時30分放送